

災害対策基本法

(昭和36.11.15) 最近改正 平成26.6.13 法67号

1. 災害対策基本法について

この法律は古く昭和36年に公布されたものです。最近のいろいろな大きな災害に対処するため、その都度改正されてきましたが、平成25年には大きく改正されました。

災害の状況により、この法律が適用されます。

2. 指定緊急避難場所と指定避難所の指定 (法第49条の5、法第49条の7第2項)

- (1) 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所（指定避難所）として指定しなければなりません。
- (2) 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所（指定避難所）の管理者（当該市町村を除く。）の同意を得なければなりません。
- (3) 市町村長は、(1)の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならないことになっています。

3. 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができることになっています。(法第49条の8)

4. 重要事項説明

指定緊急避難場所又は指定避難所の取引については、当該物件の「管理者」は、それについて廃止しようとするとき又は改築その他の重要な変更（注）をしようとするときは、市町村長に届け出なければならないことを重要事項として説明しなければなりません。

（注）法施行令第20条の5参照